

住所地特例について

市町村アンケート結果（令和元年11月現在）

問	選択肢	回答	
1	住所地特例の制度内容を変更したい	はい	36 (84%)
		いいえ	7 (16%)
2	1. 対象施設	① 現行どおり【障がい者（児）入所施設】	15 (35%)
		② 国保法に準拠する【病院、診療所、児童福祉施設、障がい者支援施設、老人福祉施設、介護保険施設、介護保険特定施設】	25 (58%)
		③ その他	3 (7%)
	2. 保険種別	① 現行どおり【国保（国保組合除く）、後期】	24 (56%)
		② 社保を含める	16 (37%)
		③ その他	3 (7%)
	3. 2以上の施設等に継続入所等した場合の取扱い	① 現行どおり【転所等後の施設等の前住所地の市町村が実施主体となる】	7 (16%)
		② 国保法に準拠する【最初の施設等入所等前の市町村が実施主体となる】	31 (72%)
		③ その他	5 (12%)

【参考】

（制度間比較）

住所地特例の取扱いにおける制度間比較			
	福祉医療費助成制度	医療保険	障害福祉サービス
根拠規定	市町村条例・規則	国民健康保険法第116条の2第1項・第2項 高齢者の医療の確保に関する法律第55条第1項・第2項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第3項・第4項、第52条第2項、第76条第4項
対象者	老人医療・障がい者医療 助成対象者	国民健康保険被保険者 後期高齢者医療被保険者	自立支援給付(介護給付費・自立支援医療費・補装具費)を受ける障がい者(児)
対象施設	児童福祉施設(障害児入所施設に限る。) 障害者支援施設	病院・診療所 児童福祉施設 障害者支援施設 養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・有料老人ホーム など	病院 児童福祉施設 障害者支援施設 救護施設・更生施設 など
保険種別	国民健康保険(国民健康保険組合を除く。) 後期高齢者医療	国民健康保険 後期高齢者医療	-
府内市町村間の移動の場合の取扱い	住所地特例	住所地特例(国民健康保険に限る。)	住所地特例
都道府県間の移動の場合の取扱い	住所地主義(住所地主義としている都道府県の場合)	住所地特例	住所地特例
2以上の施設等に継続入所等した場合の取扱い	-	最初に施設等に入所・入居した際に住所を有していた他の市町村・後期高齢者医療広域連合	最初に入所した施設等への入所に有した居住地の市町村

（市長会要望）

重度障害者医療費助成制度に導入された住所地特例制度について、福祉医療費助成制度独自の考え方ではなく、国民健康保険制度の考え方に改めたうえで、大阪府内市町村間でのルールを統一されたい。

（町村長会要望）

重度障害者医療費助成制度に導入された住所地特例制度については、国民健康保険制度や介護保険制度と異なる市町村が実施者となり、住民に混乱を招いていることから、大阪府福祉医療費制度独自の考え方ではなく、国民健康保険制度等と同様の住所地特例制度とすること。また、障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設または、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所する重度障害者と同様、共同生活援助いわゆる、グループホーム入居者についても住所地特例制度の対象者とすること。